

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	障害支援区分の認定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第21条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」 P46「V 障害支援区分の認定」参照		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成26年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 30日～60日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

### 3) 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項

審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

### 4) 心身の状況以外の状況

障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害支援区分認定後、支給決定の段階において、障害支援区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

#### （1）施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### （2）抽象的な支援の必要性

特記事項又は医師意見書に、「支援の必要性が高い」等の抽象的な支援の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### （3）審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### （4）現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に障害福祉サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

## V 障害支援区分の認定

### 1 障害支援区分の認定を行う場合

#### （1）対象となるサービスの種類

市町村は、介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となる次のサービスに係る支給申請があったときに、障害支援区分の認定を行

- う。
- ア 居宅介護
- イ 重度訪問介護
- ウ 同行援護（身体介護を伴わない場合を除く。）
- エ 行動援護
- オ 療養介護
- カ 生活介護
- キ 短期入所
- ク 重度障害者等包括支援
- ケ 施設入所支援
- コ 共同生活援助（入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。） ※

※ 共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しないものとする（下表参照）。ただし、申請者が共同生活援助（グループホーム）における介護の提供内容等について認識がないことも考えられることから、市町村は、単に、申請者の希望のみによって、判断するのではなく、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案した上で、障害支援区分の認定手続の要否を判断することが適当である。

なお、申請前における相談及び心身の状況の把握の結果、明らかに介護の提供を必要としないと判断できる場合はこの限りでない。

また、平成26年4月1日時点において、障害程度区分の認定手続を受けずに指定共同生活援助事業所を利用している利用者については、支給決定の変更や更新を行う際に、介護の提供に関する意向を確認することとして差し支えない。

事業所の種類	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助 （介護サービス包括 型）事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者

外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者（受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者）であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
--------------------------	--	--

※ 施設入所支援については、原則として、障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上の認定を受けないと利用できないが、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況により通所することが困難な者についても、例外的に施設入所支援のサービスを利用することができることとしている。また、この点を踏まえ、入所施設の夜間支援体制を決める際には、生活介護利用者の平均障害支援区分のみを用い、訓練等給付に係る日中活動サービス利用者の障害支援区分認定の結果は用いないものとしている。

したがって、専ら訓練等給付に係る日中活動サービスを利用しようとする入所希望者にあつては、必ずしも障害支援区分認定を受ける必要はない。

## （2）対象となる申請者

障害者（児童福祉法第63条の2及び第63条の3の規定に基づき15歳以上18歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合及び精神保健福祉センターの意見等に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合を含む。）

※ 障害児については、

- ① 発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること
- ② 乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く
- ③ 現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと

から、障害支援区分は設けていない。

## 2 障害支援区分の認定

### (1) 認定の有効期間

障害支援区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できる。

なお、同行援護アセスメント調査票の有効期間については、上記と同様の取扱いとして差し支えない。

### (2) 認定の有効期間の開始日及び終了日

#### ア 有効期間の開始日

障害支援区分の認定の有効期間の開始日は、原則として認定日とするが、支給決定の有効期間の開始日と合わせることも可能とする。

なお、障害支援区分を認定した結果、支給決定は却下となる場合においても、障害支援区分の認定自体は有効である。

#### イ 有効期間の算定方法

月を単位とする有効期間が月の末日で満了するよう、以下のとおり有効期間を算定するものとする。

##### (ア) 有効期間の開始日が月の初日の場合

当該月から起算して1か月単位で定める期間とする。

##### (イ) 有効期間の開始日が月の途中の場合

有効期間の開始日が属する月の末日までの期間と1か月単位で定める期間を合算して得た期間とする。

### (3) 転出入時における障害支援区分認定の取扱い

障害支援区分認定を受けた者（以下「障害支援区分認定者」という。）が、他の市町村に転出した場合、転出先の市町村で新たに障害支援区分認定にかかる調査を受けることなく、転出元市町村で認定を受けた障害支援区分及び有効期間を引き続き有効にできることを基本とする。

#### ア 事務手続き

- ① 障害支援区分認定者が転出する際、障害支援区分認定者は、障害福祉担当課に転出届を行い、転出元市町村は、「障害支援区分認定証明書」（様式第25号）を障害支援区分認定者に交付する。
- ② 障害支援区分認定者は、転入先市町村に転入してから14日以内に、障害支援区分認定証明書を添えて支給申請を行う。
- ③ 転入先市町村は、あらためて認定調査及び市町村審査会における判定を受ける

ことなく、証明書の内容をもって障害支援区分を認定する。

※ 申請者は転入先市町村であらためて支給決定を受ける必要があることに留意。

#### イ 認定の有効期間

転出元市町村で認定された有効期間の満了日まで有効とする。

### (4) 支給申請後認定前に申請者が転出した場合の取扱い

#### ア 障害支援区分認定調査前に転出した場合

転出元市町村は、申請却下又は申請者に申請取下げの指導を行うとともに、サービス利用希望者に対し、転入先市町村であらためて支給申請を行うよう指導する。ただし、申請者が、申請後緊急その他やむを得ない理由により申請に係るサービスを利用している場合で、市町村が特例介護給付費を支給しようとする場合は、申請者に対し、転入先市町村による障害支援区分認定後に障害支援区分認定証明書の交付を受けて提出するよう指導し、当該認定結果に基づき障害支援区分を認定することができるものとする。

#### イ 障害支援区分認定調査後に転出した場合

- ① 転出元市町村は、支給申請を受け、認定調査済みであることを付記した障害支援区分認定証明書を申請者に交付する。この場合、備考欄に「〇月〇日 認定調査済み」と記すこととする。
- ② サービス利用希望者は、転入先市町村に転入してから14日以内に、障害支援区分認定証明書を添えて支給申請を行う。
- ③ その後転出元市町村は、市町村審査会における判定まで行い、判定終了後、あらためて、判定結果を記入した障害支援区分認定証明書を申請者に交付する。
- ④ 転入先市町村は、申請者から判定結果を記入した障害支援区分認定証明書の提出を受けて、当該判定結果に基づき障害支援区分を認定する。

### (5) 認定通知

障害支援区分は、支給決定という行政処分の過程で認定するものであるが、障害者の心身の状況に基づく支援の必要度を表す指標として重要な意義を有しており、当該区分によって利用できるサービスが制約されるなど、障害者の介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給を受ける権利に関する法的な効果を生じるものであることから、独立した行政処分と位置付けられる。

したがって、市町村は、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない（令第10条第3項）。

## ア 通知を要する事項

障害支援区分及び認定の有効期間

※ 審査請求できる旨の教示も併せて行う。

## イ 通知方法

支給決定とは独立した通知書で行う方法と、支給決定通知書（支給申請却下通知書）と一本で行う方法とが考えられる。

したがって、市町村は、支給申請後の認定調査から支給決定までの手続の流れや、所要期間等も勘案しつつ、申請者の立場に立った適切な方法で通知することが適当である。

## VI 障害児に係る支給決定の方法

障害児の支給決定の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査（別表1）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」及び「排便」について支援が必要と想定されるかどうかによって、それぞれの実施主体が判断する。

なお、短期入所については、現行の単価基準に準じて、次のとおり単価区分を適用する。

※短期入所の単価区分

【区分3】 ①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上

【区分2】 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上

【区分1】 区分3又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

- (2) 行動援護の申請があった場合、12項目の調査等を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。（てんかん発作について医師意見書は不要）

- (3) 同行援護の申請があった場合、同行援護アセスメント調査票により調査を行い、障